

飲料用自動販売機設置者の一般競争入札参加要領

東京都台東区

東京都台東区（以下「区」という。）は、一部の区有施設内に設置する飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を、令和8年1月29日（木）に行う一般競争入札により決定します。入札への参加を希望される方は、次の各事項をご承知の上、入札に参加してください。

（入札物件）

第1 入札に付する物件、条件等は、物件調書及び仕様書のとおりです。

（物件の現地確認）

第2 区は当該物件を案内しませんので、入札参加者は、入札前に必ず物件の現地確認をしてください。

（入札参加資格）

第3 入札に参加できる方は、次に掲げるすべての要件を満たすこととします。

- (1) 3年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいる方。
- (2) 本社、支社等が東京23区内にある方または住民登録のある方。

（個人、法人は問いません。）

2 ただし、下記に該当する方は入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する方。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年以上経過していない方又は本入札執行日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしている方。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した方で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がなされていない方。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した方で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていない方。
- (5) 公告の日から入札執行日までの間、区、国又は他の地方公共団体等から指名停止の措置を受けている方。
- (6) 成年被後見人及び被保佐人。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、その構成員、準構成員及びその関係者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）により処分を受けている団体、その代表者、主催者及びその他の構成員。

(契約にあたっての条件)

- 第4 契約にあたって付する主な条件は、次のとおりとします。
- (1) 区有施設への自動販売機の設置権原は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に規定する行政財産の一部貸付です。
 - (2) 貸付の種類は、建物賃貸借契約です。この契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けません。
 - (3) 貸付期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。この契約は、契約の更新や期間の延長を行いません。
 - (4) 物件の用途は、自動販売機及び使用済容器回収ボックスの設置に限定します。
 - (5) 賃借料は、入札により決定し、区の発行する納入通知書を用いて、区が指定する期日までに支払っていただきます。
 - (6) 貸付期間の満了又は契約解除により本契約が終了する場合は、自己負担で、自動販売機及び使用済容器回収ボックスを撤去してください。撤去期日については、区と協議の上決定するものとします。
 - (7) 建物賃貸借契約書記載の用途以外の用途に供した場合並びにその他建物賃貸借契約書、提案書及び本要領に反することが明らかとなつた場合には、契約を解除します。
 - (8) 落札者は、地震、台風等の非常時に自動販売機内の販売品を無償提供することについて、区と本要領に附属する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」を締結していただきます。
 - (9) 自動販売機の設置にあたっては、施設管理部署と十分な打合せをしてから行ってください。なお、電気配線については、別紙の位置図及び配線等詳細図により行ってください。
 - (10) 区は、設置施設のレイアウト変更や工事などにより自動販売機の設置場所の変更又は自動販売機事業の休止若しくは中止をする場合については、落札者と協議を行うものとします。

(再委託の禁止)

- 第5 設置事業者は、本業務を一括して第三者に再委託し、請け負わせることはできません。
- 2 設置事業者が、本業務の一部について再委託を行う場合は、原則として、あらかじめ提案書において、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに管理・運営の方法等（以下「再委託先等」という。）について記載することとします。ただし、この場合に、再委託を行う業務の範囲が、業務全体の半分を超えることはできません。
 - 3 設置事業者は、契約締結後やむを得ない事情により本業務の一部について再委託を行う場合は、再委託先等を明らかにしたうえで事前に区の承認を得ることとします。
 - 4 前3項により、設置事業者が本業務の一部を再委託する場合、すべて設置事業者

の責任で行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由についても、設置事業者がその責任を負うものとします。

(入札参加受付)

第6 入札参加者は、令和8年1月5日（月）から同月16日（金）までに以下の書類を持参してください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。正午から午後1時を除く。）資料作成等にかかる経費は入札参加者の負担とします。

- ① 提案書
- ② 入札参加申込書兼誓約書
- ③ 印鑑証明書（発行から3ヶ月以内のもの）
- ④ 代表取締役以外の方が提出される場合は、委任状と委任者の印鑑証明書が必要になります。（印鑑証明書は発行から3ヶ月以内のもの）

以上の書類を期間内に提出しなければ、入札に参加することができません。

なお、提出された提案書の内容に不備があった場合は、令和8年1月21日（水）午後5時までに再提出してください。

2 受付場所及び受付時間は、次のとおりです。

【受付場所】 台東区役所区民部区民課区民施設係（庁舎3階3番窓口）

【受付時間】 令和8年1月5日（月）から同月16日（金）まで

（ただし土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(入札参加の辞退)

第7 入札参加申込書兼誓約書を提出した後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を持参又は郵送（令和8年1月23日（金）必着）により提出してください。

1月23日（金）までに同届を提出することができないときは、予め入札担当へ電話をしてください。

(入札金額の表示)

第8 入札金額は、1ヶ月分の賃借料の額（消費税及び地方消費税を含まないもの）を表示してください。入札金額の頭部には、必ず「円」の文字を記入してください。

(入札書の取消し等の禁止)

第9 入札者は、入札書の提出後、入札を取消すことや記載内容を変更することはできません。

(入札及び開札の日時と場所)

第10 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

【入札】 令和8年1月29日（木） 14時30分

（14時20分受付開始）

【開札】 入札締切後即時

【場所】 台東区役所 3階 302会議室

なお、郵送等による入札は認めない。

(入札)

第11 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札書を封筒（形式は問いません。）に封入し、所定の入札箱に投函してください。

2 入札は、代理人に行わせることができます。この場合には、当該代理人に委任状を持参させてください。ただし、他の入札参加者の代理を兼ねることはできません。

(開札)

第12 開札は、入札締切後即時入札者立会いのもとで行います。

2 入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、当該入札事務に関係のない台東区職員が立ち会います。

(落札者)

第13 落札者は、入札参加資格をすべて満たした上で、入札価格が予定価格（非公表）以上で最も高い入札金額で入札した方とします。なお、入札予定価格についての異議申し立てをすることはできません。

(開札結果)

第14 開札した結果、落札者があるときは、氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を、開札に立会った入札者又はその代理人に知らせます。

2 落札者となったものが開札に立会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知します。

(再度入札)

第15 開札した結果、予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。実印のみを押印した入札書及び封筒（形式は問いません）を1部ご用意ください。

(くじによる落札者の決定)

第16 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合に、くじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない台東区職員にくじを引かせます。

(入札の無効)

第17 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格がない者による入札
 - (2) 入札書に記名押印のない入札
 - (3) 内容が不明な入札書による入札
 - (4) 同じ物件について、2通以上の入札書を提出した者による入札
 - (5) 入札参加者が他人の代理を兼ねまたは2人以上の代理をした者による入札
 - (6) 金額の表示が改ざん又は訂正された入札書による入札
 - (7) 提案書を提出しない者による入札
 - (8) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者による入札
- 2 落札者が入札参加者の資格を有しないことが判明した場合又は落札者がその責に帰すべき事由により契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失います。
- 3 落札者が落札の効力を失った場合は、次点の入札者を落札者とします。

(契約の締結等)

- 第18 落札者は、別に定める様式の契約書により令和8年3月16日（月）までに契約を締結しなければなりません。
- 2 契約は、区が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

(賃借料の納付)

- 第19 賃借料を、区が発行する納入通知書（原則として、年度毎（4月から翌年3月までを1年度とする。）により指定期日までに納めていただきます。

(電気料金の支払い)

- 第20 貸付物件には自動販売機の電気使用量を計るための子メーターを備えて下さい。
- 2 前項の子メーターにより計量した月ごとの電気使用量に基づき算定した電気料金を、使用した月の翌月末日までに区が発行する納入通知書により、指定期日までに納めていただきます。

【この自動販売機設置者募集に関する問い合わせ先】

東京都台東区東上野四丁目5番6号 台東区役所3階3番窓口

区民部区民課区民施設係

電話：03（5246）1123
FAX：03（5246）1129